

共有私道における排水設備設置に係る 関係事項の整理

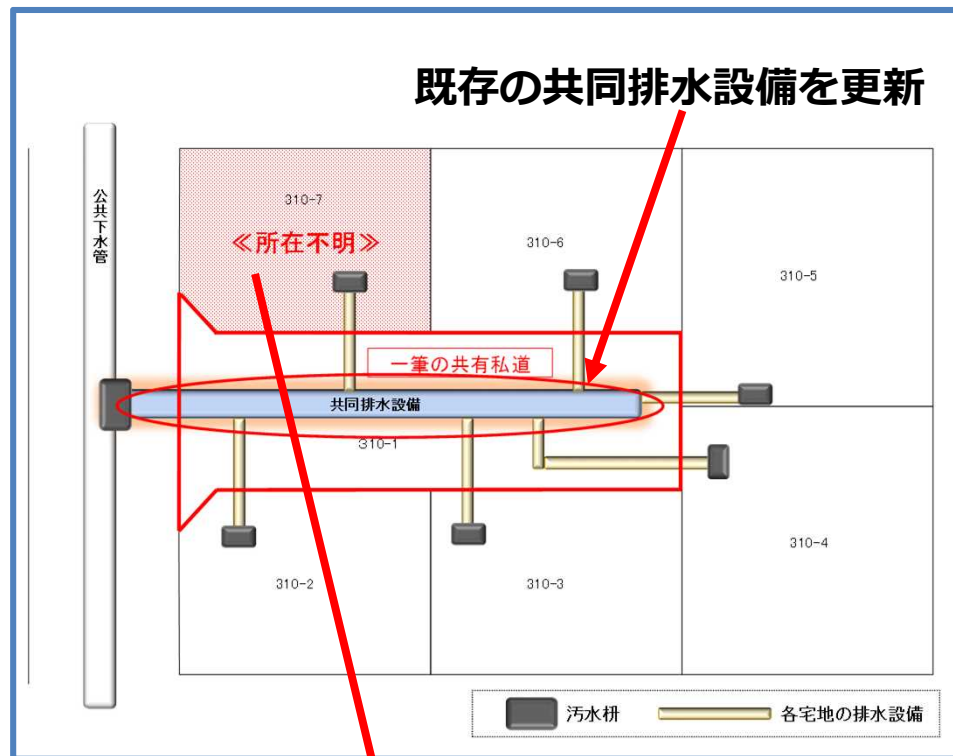
1. 共有私道における排水設備の設置等に係る 行政手続について

- ① 排水設備の設置に関し支障が生じる主なケース
- ② 制度見直しの動向等

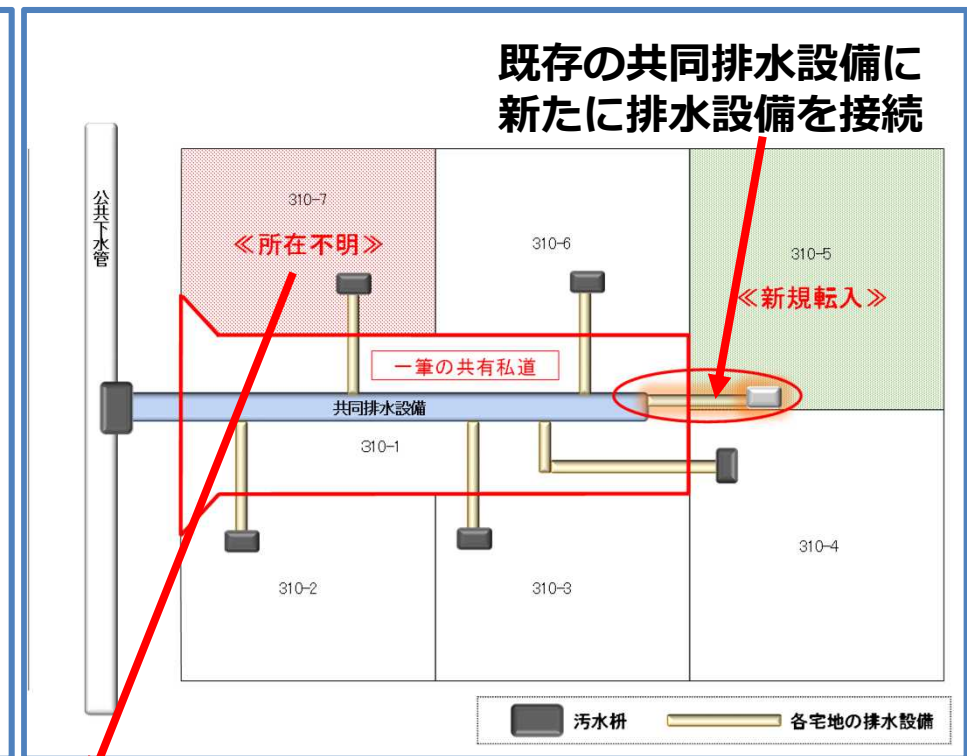
1-①共有私道における排水設備の設置に関し支障が生じる主なケース 国土交通省

下水道については、各自治体で整備が進んでいるところ。このような状況下、自治体への聞き取りによれば、**共有私道において、所在不明の土地所有者等により、迅速な合意形成の観点から円滑な排水設備の設置等が滞るケースは、①共同排水設備の更新（老朽化対応）や、②新規転入戸から共同排水設備への新規接続のパターン**が概ねと考えられる。

（パターン①）共同排水設備を更新する場合



（パターン②）新規転入戸から接続する場合



所在不明者等により、円滑な設備設置・更新が滞る懸念

1-②制度見直しの動向（同意を求める私道共有者の範囲）

実態調査や自治体への聞き取りによれば、

- **「共有私道ガイドライン（平成30年）」を踏まえた対応や、円滑な設備設置や更新が滞る実例等への対応を契機に、各種手続きにおいて、同意書添付を求める共有者の範囲を「全員」から「所在不明の共有者を除く全員」等に見直す動きが出てきている**といえる。
- 他方、見直しに積極的な自治体は依然僅かに過ぎず、**全員同意を見直す予定がないとする理由**としては、**住民同士又は住民とのトラブル回避**とする自治体が多い。
- 特に、**自治体独自の支援制度**については、設備設置届出と異なり、**自治体と土地所有者等との間の関係性によるものであるという考え方により、設置届出に比して、同意要件を厳格に課す自治体が多い傾向**。なお、そもそも同意書添付を求めない自治体も相当数存在する。

<同意書添付を求める私道共有者の範囲の見直し状況等>

- **排水設備設置届出（N=1422団体）**
見直済：17団体 見直す方向で検討中：5団体
- **共同排水設備の助成制度（N=122団体）**
見直済：4団体 見直す方向で検討中：3団体
- **公共団体による受託施工制度（N=24団体）**
見直済：なし 見直す方向で検討中：なし
- **公共下水道布設制度（N=606団体）**
見直済：10団体 見直す方向で検討中：なし

<全員の同意書添付を求めている割合>

- **排水設備設置届出（N=1422団体）**
626団体（**44%**） ※同意書不要：472団体
- **共同排水設備の助成制度（N=122団体）**
79団体（**64%**） ※同意書不要：18団体
- **公共団体による受託施工制度（N=24団体）**
15団体（**62%**） ※同意書不要：5団体
- **公共下水道布設制度（N=606団体）**
461団体（**62%**） ※同意書不要：42団体

(参考)私道助成制度における同意要件見直しの例(東京都中野区)

- 東京都中野区では、昭和42年頃から私道排水設備の助成を行ってきた。他方、近年、共有私道等において所在不明の土地所有者等の承諾が得られず、老朽化した排水設備の改修の際に助成制度を活用できないケースが年々累積し、必要な改修が滞るケースが増えてきたことから、平成29年に要綱を改定し、土地所有者の同意要件（共有者全員→一部所有者が不明等やむを得ない場合は、過半数等で可）や、工事施工部分に限定した土地使用承諾であっても申請を可能とする制度緩和を実施。

※ 助成という制度の性質上、トラブル防止の観点から、同意に係る書類に関しては、実印と印鑑証明を求めている。

＜中野区私道排水設備助成要綱の改定内容＞

1. 土地所有者の同意要件の改定

①共有土地所有者の取扱い

(改定前) 共有者全員の承諾が必要

(改定後) 一部所有者が不明などやむを得ない場合は、過半数を超える土地所有持分及び半数以上の土地所有者数の承諾で可

②マンション等区分所有建物の取扱い

(改定前) 区分所有建物の所有者全員の承諾が必要

(改定後) 管理規約による集会の決議をもって助成対象(管理規約が定められていない場合は①による)

2. 私道の幅員・承諾要件の緩和等

(改定前) 幅員1.5m以上で2世帯以上の利用かつ路線単位の工事
(助成率:80/100(1.5m以上～1.8m未満))

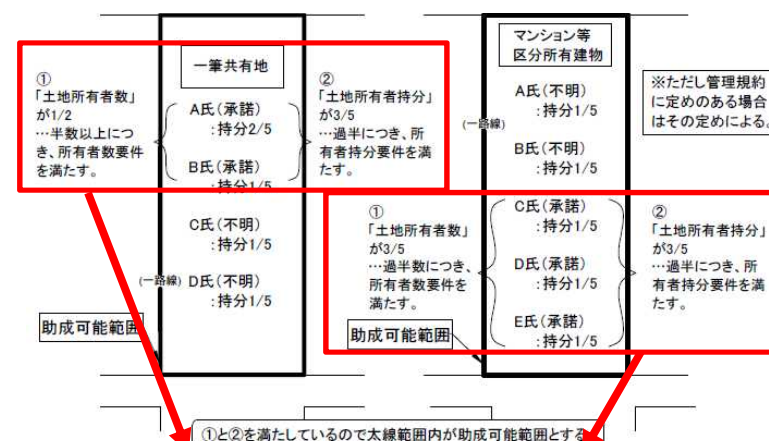
(改定後) 幅員1.2m以上で2世帯以上の利用かつ路線単位の工事(部分的な土地使用承諾であっても工事が可能かつ路線単位の場合は新たに助成対象とする)

助成率:90/100 (80/100(1.5m以上～1.8m未満)を廃止)

＜中野区私道排水設備助成制度の利用実績＞

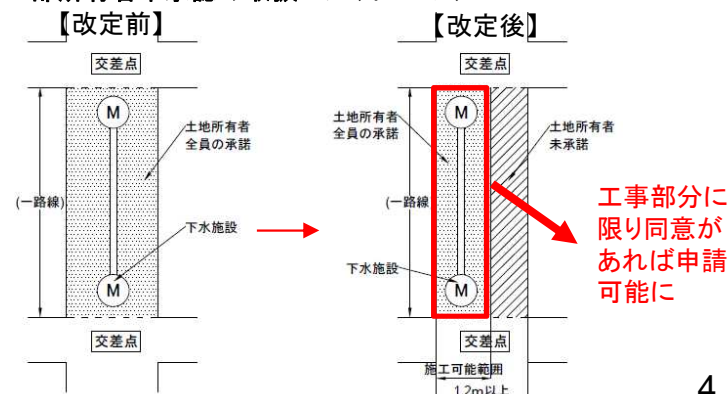
	H30	R1	R2	R3
申請件数	13	12	17	13
うち所有者不明土地	2	2	6	5

＜共有地の一部所有者が不明等やむを得ない場合の同意要件＞ (イメージ)



不明者がいても、過半数等で申請可能に

＜一部所有者未承認の取扱い＞(イメージ)



1-② 制度見直しの動向(本人確認手続き)

- 実態調査や自治体への聞き取りによれば、**「地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年2月 内閣府）」**により、各自治体全体の動きとして、**各種手続きに関し必要な押印等の見直しの実施又は検討が行われており、その一環として下水道分野の排水設備設置に係る各種手続きに関しても必要な見直しが進められている**自治体が相当数出てきている。
(私道共有者の同意範囲の見直し状況に比して、見直しの進捗状況は高い。)
- なお、設備設置に係る制度のあり方全体を見直す中で、同意を求める私道共有者の範囲を緩和した上で、本人確認手続きは（実印限定にする等）厳格化するとする見直しを行った自治体もある。

<本人確認手続等の見直しの状況>

- **排水設備設置届出（N=1422団体）**
見直済：80団体 見直す方向で検討中：39団体
- **共同排水設備の助成制度（N=122団体）**
見直済：15団体 見直す方向で検討中：7団体
- **公共団体による受託施工制度（N=24団体）**
見直済：2団体 見直す方向で検討中：1団体
- **公共下水道布設制度（N=606団体）**
見直済：60団体 見直す方向で検討中：27団体

<本人確認手続の見直しの例>

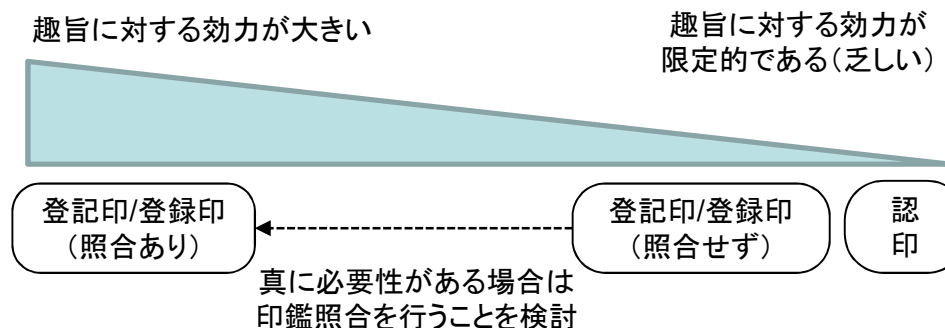
- 実印または認印の押印を必要としていたが、自署のみで可とした。
- 「署名及び押印」を「記名押印又は自署のどちらか」一方で可とした。
- 「押印及び自署」を「自署のみ」とした。
- 認印を廃止した。
- 法人の場合は押印、個人であれば自筆署名があれば押印不要とした。
- 押印を実印使用に限定、かつ印鑑登録証明書添付を義務化。（※助成制度申請における厳格化の例）

- 「地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年内閣府）」によれば、行政手続等において押印が求められている趣旨や、押印・署名等についての定義や考え方は、以下のとおり。

<押印が求められている趣旨等>

- ①本人確認（文書作成者の真正性担保）
- ②文書作成の真意確認
- ③文書内容の真正性担保

<押印の効力>



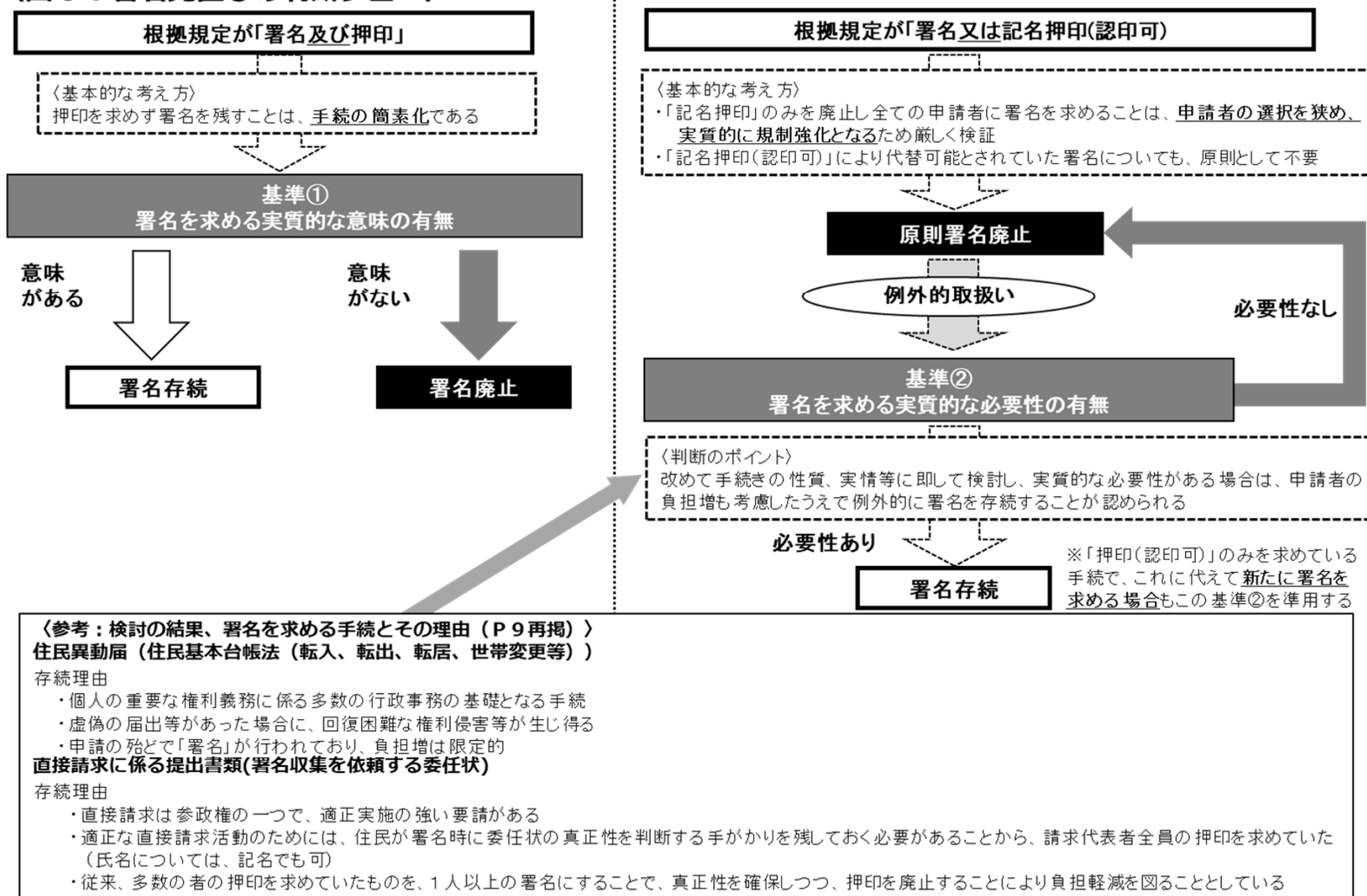
<用語の定義等>

用 語	定 義	考え方等
実 印	印鑑登録制度において登録した印鑑。	印鑑照合を行わない印による押印の効果は限定的
認 印	印鑑登録を要しない印鑑(種類を問わない)。三文判や角印。	個人の認証としての効果は乏しいため押印が求められている趣旨に対する効力が限定的
署 名	自署すること。	本人確認等の趣旨により押印と同時に、又は押印の代替として求められることが多い
記 名	氏名を記載すること。	本人確認等の趣旨により、署名に代えて押印と同時に求められることがある

〈図5：押印見直しの判断フロー〉



〈図6：署名見直しの判断フロー〉



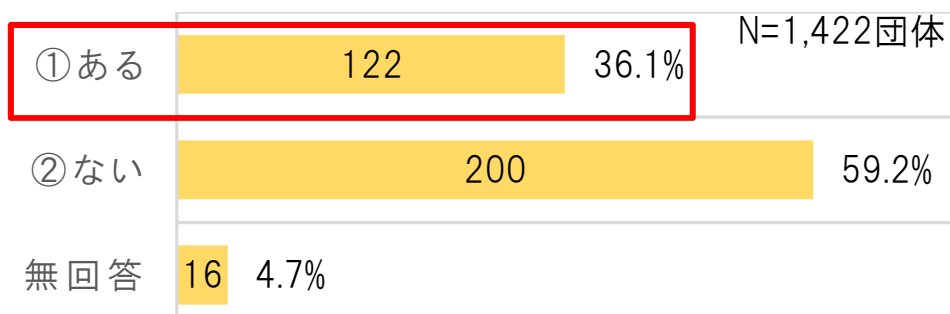
2. 共有私道における排水設備の設置等に係る 自治体独自の取組について

- ① 自治体独自の取組に係る制度概要の整理
- ② 自治体独自の各種取組に係る法的整理

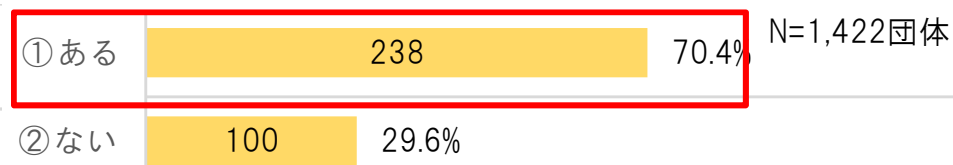
2-①自治体独自の取組に係る制度概要の整理(実態調査結果) 国土交通省

○共有私道における排水設備設置に係る自治体独自の支援制度の運用状況は、以下のとおり。
各種制度に係る実態調査結果の概要については、下記も含め資料2に示したところであるが、共有私道における排水設備の円滑な設置や更新等の促進に資するため、申請要件や助成率等の詳細結果を整理し、自治体に提示する予定。

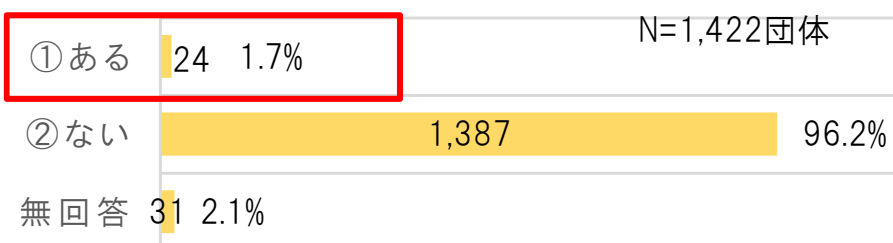
1. 共同排水設備設置助成制度



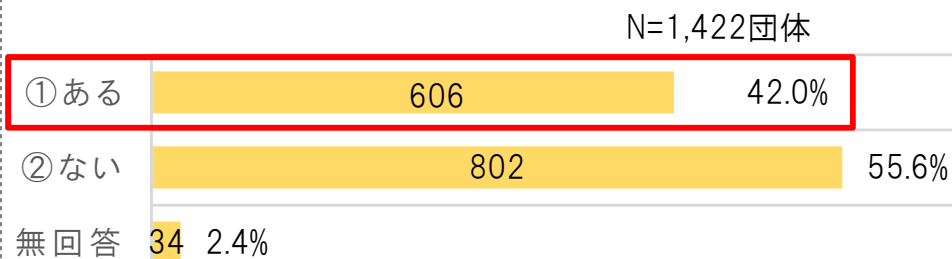
(参考)個別排水設備設置助成制度



2. 公共団体による受託施工制度



3. 公共下水道布設制度



※資料2の内容再掲

○ **下水道法**（以下「法」という。）**第10条**は、公共下水道が供用開始された場合における排水区域内の一般私人の排水設備の設置義務について規定。

○ これは、「公共下水道がいかに整備されても、各家庭や工場等の下水が公共下水道に流入しなかった場合、土地の浸水の防止や衛生の保持が不可能であり、下水道による都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与するという目的も達せられず、公共用水域の水質保全を図ることもできない。」という観点から、**公物法として極めて特異な「（下水道の）利用の強制」の規定として設けられたものである。**

※ 当該趣旨の規定は、現下水道法の前身である明治33年の下水道法から継承されている。

⇒ 当該規定の趣旨に鑑み、**一般私人に義務付けられている設備設置や更新を円滑に進めるため、自治体において独自の取組が進められている**と考えられる。

○ 下水道法（昭和33年法律第79号）（抄）

（排水設備の設置等）

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠きよその他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一～三

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3 （略）

② 自治体独自の各種取組に係る法的整理(1/2)

- 法第10条において、土地所有者、使用者又は占有者（土地所有者等）が排水設備を設置、改築又は修繕（設置等）をしなければならないとされているところ。一般私人に義務付けられている排水設備設置等を円滑に促進するために運用されている自治体独自の取組については、下記解釈により、法の趣旨に照らし、適切と解される。

① 補助制度

法第10条により、排水設備の設置主体は土地所有者等であり、設置等に要する費用負担も当然に設置主体に帰すると解される。他方、地方公共団体が必要と判断する場合、設置主体による費用負担に対し、設備設置促進という行政目的に応じ、一定の補助制度を設けることは、法の趣旨に照らし、適切と解される。

② 公共団体による受託施工制度

- 法第10条により排水設備の設置主体は土地所有者等とされている。他方、当該施設の実際の設置行為については、専門的な技術が必要であることから、市町村が制定する下水道条例により、その工事実施者については、市町村の指定を受けた指定工事店とされており、設置主体者が指定工事店と契約をして設置を行っている。
また、この場合、同条例により、指定工事店による工事の適正性は、市町村の確認により担保する建付けとなっている。
- 当該制度の趣旨に鑑みれば、公共団体自らが工事受託施工制度を設けている場合、工事の適正性が確実に担保されることから、地方公共団体が設置主体との契約により工事実施者となることは、指定工事店制度の特例と解され、法の趣旨に照らし、適切と解される。

② 自治体独自の各種取組に係る法的整理(2/2)

③ 公共下水道布設制度

- ・ 法第3条により、公共下水道の設置、改築等は市町村が行うものとされている。なお、公共下水道とは、「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」とされている（法第2条第3号）。
- ・ 法第10条により排水設備の設置主体は土地所有者等とされているが、私道であっても、地方公共団体が定める一定の要件（利用対象戸数が複数であることや敷設する私道が公道に接している等）を満たす場合は、市街地における下水を排除・処理する観点から、公道等の下に埋設する管渠等の公共下水道と同等の公共性の高さを有していると考えられる。
このため、排水区域内の公共下水道の効果を発揮する観点から、一定の要件を満たす設備の設置について、設置主体からの申請がある場合、地方公共団体が公共下水道として排水管を設置等することは、法の趣旨に照らし、適切と考えられる。

○ 下水道法（昭和33年法律第79号）（抄）

（管理）

第三条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2（略）